## 改正の概要

1 「山口市競争入札参加資格審査事務処理要領」の制定に伴う改正

第1条について、同要領の制定及びそれに伴う「山口市が発注する建設工事の競争入札参加資格及び登録に関する要綱」の廃止により、この要領の目 的規定を改める。

2 格付の審査の時期、有効期間の定めに関する整理

第4条・第6条について、現行運用に合わせ、競争参加資格審査事項等変更届による場合の審査の時期を定め、また、有効期間の規定を整理した。 これに伴い様式の文言を修正した。

3 公印省略

様式第1号「格付等級通知書」については、公印を省略するよう改めた。

- 4 その他、文言や規定の整理
- 5 施行期日 令和4年4月1日

新 (目的) (目的) 第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、 第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、 山口市が発注する建設工事の競争入札参加資格及び登録に関する要綱第6 有資格業者(山 条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」 口市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する という。)のうち、第3条に掲げる者

者に必要な資格並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等を定める告 示に規定する有資格業者をいう。以下同じ。)の格付等級に関し必要な事項を 定めるものとする。

(格付の対象業者及び対象業種)

第3条 格付の対象業者は、有資格業者のうち市内に主たる営業所を有する者 | 第3条 格付の対象業者は、有資格業者のうち市内に主たる営業所を有する者 とし、対象業種は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工 事とする。ただし、工事種別に属する工事の発注予定の件数が少数である場 合は、格付を定めないことができる。

(格付の審査)

第4条 定期の格付審査は3年ごとに行うものとする。ただし、随時申請及び 競争参加資格審査事項等変更届によるものについてはその都度行うものとす る。

(格付の有効期間)

第6条 格付の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

(格付の対象業者及び対象業種)

とし、対象業種は十木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工 事とする。ただし、工事種別に属する工事の発注予定の件数が小数である場 合は、格付を定めないことができる。

の格付等級に関し必要な事項を

(格付の審査)

定めるものとする。

第4条 定期の格付審査は3年ごとに行うものとする。ただし、随時申請 によるものについてはその都度行うものとす る。

(格付の有効期間)

第6条 格付の有効期間は、**当該格付が認定された日の翌日から、次回の認定** 

- (1) 第4条本文の定期の格付審査に係るもの及び同条ただし書の随時申請 によるものにおいては、格付の認定日の属する月の翌月1日から、次回の 認定における有効期間の初日の前日までとする。
- (2) 前号に掲げるもの以外のものにおいては、格付の認定日の翌日から、次回の認定における有効期間の初日の前日までとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 様式第1号 格付等級通知書 改正後の要領のとおり 様式第2号 格付等級変更(昇級・降級)通知書 同上 の時までとする。ただし、随時申請によるものについては、当該格付が認定 された日の属する月の翌月の1日から、次回の認定の時までとする。

## (<u>その他</u>)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 様式第1号 格付等級通知書 改正前の要領のとおり 様式第2号 格付等級変更(昇級・降級)通知書 同上